

2 8 川 監 公 第 5 号

平成 2 8 年 3 月 2 5 日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 4 項の規定により監査
を行いましたので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のと
おり公表します。

川崎市監査委員 村 田 恭 輔

同 植 村 京 子

同 坂 本 茂

同 織 田 勝 久

1 監査の種別

定期（工事）監査

2 監査の対象

まちづくり局、交通局、病院局

3 監査の範囲

平成25年度及び26年度に完了した工事及び工事関連の設計等業務委託

4 監査の期間

平成27年10月1日から平成28年3月11日まで

5 監査の方法

監査の範囲に示した工事及び業務委託772件のうちから、次のとおり工事43件、業務委託7件の合計50件を抽出し、工事に関する事務等が適正かつ効率的に執行されているかについて、関係書類の審査及び現地調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。（監査実施工事等の詳細は別表「監査実施工事一覧表」を参照）

所管別実施状況

所管別		対 象		抽 出	
		件 数	契約金額 (千円)	件 数	契約金額 (千円)
まちづくり局	工 事	584	53,567,704	37	11,840,624
	業務委託	158	1,139,111	6	89,207
交 通 局	工 事	9	84,284	2	15,557
	業務委託	0	0	0	0
病 院 局	工 事	14	13,050,802	4	11,185,020
	業務委託	7	21,018	1	1,837
合 計		772	67,862,919	50	23,132,245

6 監査の結果

監査の結果、おおむね適切に執行されているものと認められたが、次のとおり一部の工事において改善措置を要する事項があった。

なお、このうちの多くは、関係基準や設計図書と相違した施工となっていたが、監督が十分に行われていなかった事例であった。基準等を把握した上で、使用材料や施工方法等の適切な確認を通じ、基準等の理解を深めることにより、監督機能の向上を図り、再発防止に努められたい。

(1) 機器の据付けにおいて耐震性能を確保すべきもの

本工事は川崎富士見球技場のスタンドの新設に伴い、照明設備や放送設備を設置するものである。

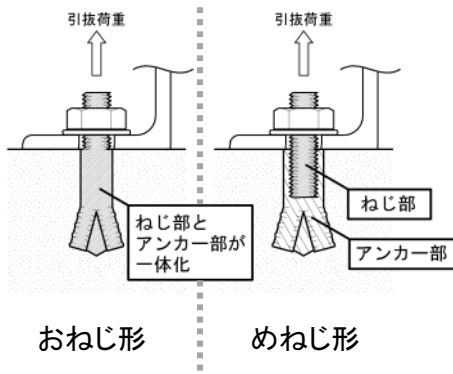
このうち、自立型分電盤の据付けについてみたところ、地震時に転倒しないよう、あと施工金属拡張アンカーボルト（以下「アンカーボルト」という。）を用い、床及び壁に固定することとし、そのアンカーボルトの許容引抜荷重が地震時に想定される引抜荷重を上回ることなどを耐震強度計算書で確認していた。

この耐震強度計算書では、おねじ形アンカーボルトの許容引抜荷重が採用されていたが、実際の施工では許容引抜荷重の小さいめねじ形アンカーボルトを使用していたため、アンカーボルトの許容引抜荷重が想定される引抜荷重を下回ることとなり、分電盤の据付けに必要なとされる耐震性能が確保されていなかった。

機器の据付工事の監督に当たっては、使用材料の強度に違いがあることを十分に理解し、耐震強度計算書や材料の確認等を適切に行われたい。

なお、事実判明後に補強を行い、この分電盤の耐震性はすでに確保されている。

（注）ここでいう許容引抜荷重とは、地震時にアンカーボルト1本当たり作用する引抜力で、設計上安全とされる上限をいう。



おねじ形 [kN]	(ボルト径)	めねじ形 [kN]
3.80	(M10)	0.75
6.70	(M12)	0.75
9.20	(M16)	1.20

※建築設備耐震設計・施工指針（2014年版）による

アンカーボルト（概略図）

アンカーボルトの許容引抜荷重

（工事番号28）（まちづくり局施設整備部電気設備担当）

（2）その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、適切に執行すべきものがあつた。なお、その概要は次のとおりである。

ア 解体工事に含まれる設備工事の積算を適切に行うべきもの

給排水設備の切回し等に要する工事費を見積りやカタログ掲載価格により積算する際に、積算基準に定められた精査が十分に行われていなかった事例

（工事番号4）（まちづくり局市街地開発部住宅建替推進課）

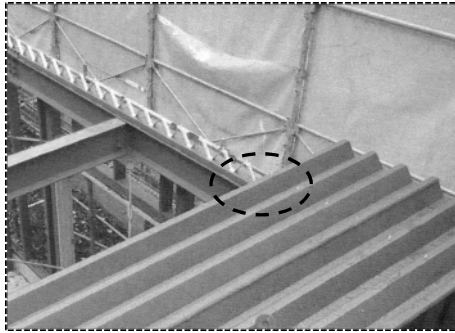
イ 建設発生土の処分を適切に監督すべきもの

給水管の布設替え工事により場外に処分する土砂について、設計図書で土砂の搬出先を指定しておらず、また、その搬出先を把握していなかった事例

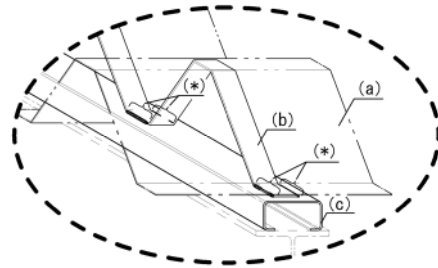
（工事番号5）（まちづくり局市街地開発部住宅建替推進課）

ウ 屋根工事の施工を適切に監督すべきもの

鉄骨造平屋建ての建築工事で、鋼板製屋根用折板の固定に用いるフレームを設計と異なる方法で下地に取り付けていたことを把握していなかった事例



鋼板製屋根用折板（参考写真）



(a) 鋼板製屋根用折板 (b) 固定用フレーム
 (c) 下地（リップ溝形鋼）
 (*) 図は設計の仕様である隅肉溶接による取付け
 （実際の施工はネジ留めによる取付け）

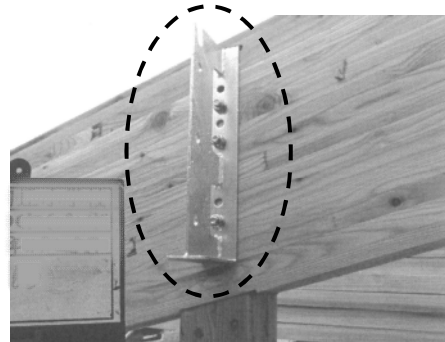
取付部の拡大（概略図）

（工事番号 13）（まちづくり局施設整備部公共建築担当）

エ 接合金物の仕様の確認を適切に行うべきもの

木造平屋建ての建築工事で、一部の接合金物について、設計図書に仕様を明示せず、また、施工時にも仕様を把握していなかった事例

（注）ここでいう接合金物とは、木造建築物の構造材どうしを接合するための金物をいう。



接合金物（参考写真）

（工事番号 15）（まちづくり局施設整備部公共建築担当）

オ 安全対策について適切に監督すべきもの

雨水取付管の布設にあたり、土砂の崩壊を防止するために必要な土留めが設置されていないことを委託監督員が把握していなかった事例

（注）ここでいう委託監督員とは、本市職員以外の者で工事監理業務委託の契約により、工事の監督を行う者をいう。

（工事番号 18）（まちづくり局施設整備部公共建築担当）